

A6 MS 法人の場合、当面の取引先は特定され、しかも収入金額も安定しているので、最小限の資本金での設立が可能となります。

【解説】

その際、以下の点に注意して決定すれば良いでしょう。

1. 人件費その他経費などの運転資金
2. 在庫資金
3. 賃貸・リース物件の当初の(割賦)購入資金

なお、平成 18 年 5 月に施行された会社法では、最低資本金規制が廃止されています。最低資本金規制とは、旧商法で株式会社の場合 1,000 万円以上・有限会社の場合 300 万円以上の資本金が必要であると定められていたものをいいます